

「保存すべきものとしての建築」の登場

西村幸夫

東京大学教授

100年目の区切り

今年には造家学会から建築学会へと改名して100年目に当たるという。その前後の事情は本特集の「復元ルポ」に詳しいが、この同じ100年前の1897年（明治30年）に古社寺保存法が成立しているの、今年にはまた、建築物保存の歴史が始まって100年目に当たるわけである。古建築保存100周年を大々的に祝うという企画は寡聞にして聞かないが、〈建築〉というものの見方を振り返るためにも、建築物を「保存すべきもの」として認識するに至る意識構造の変遷をたどることは重要であるはずだ。そこで初めて日本人は、文化的営為としての過去の建築行為を客観視することになる。

古社寺保存の制度

建造物としての古社寺が保存の対象として認識されだすのは、管見の限りでは1878年（明治11年）5月に出された内務省達「社寺境内地官国弊社ヲ除キ地種組替処分伺」からである。これは社寺境内の民有化を許す達であるが、変更不能の土地として官国弊社のほか、およそ400年前である「文明18年以前ノ創立ニ係ル社寺」*1を挙

げている。

次いで翌1879年（明治12年）5月には「社寺什宝永世保存之儀ニ付發議」（案）が起草された。これは内務省社寺局長、図書局長、博物局長三者の連名で、提出される予定であった發議で、その中に建造物の保存方策として、法隆寺・薬師寺の塔・興福寺北円堂・東大寺三月堂・栄山寺八角堂・平等院鳳凰堂を挙げ、「是等ハ古器物同様ニ保存致将来官費ヲ以テ修繕可致事」*2と述べている。同提案は実質的に翌年の古社寺保存金制度として実現されている。

古社寺保存金は、全国を対象にする古社寺保存の制度としてわが国最初のものである。これ以前の制度はすべて動産を対象としたものであった。

ただし、やや注釈が必要である。当初の發議（案）では、古器旧物と同様にいわゆる文化財としての価値を評価して、保存を求めたものであったが、制度として生まれた古社寺保存金は組織体としての古社寺の維持保存を直接の目的としており、必ずしも不動産としての建造物の保存を意味しているわけではないのである。古社寺として挙げられているものも、文明18年（1486）以前に「創立」された社寺であり、文明18年以前に「建設」された社寺建築ではないのである。

それではなぜ、建物ではなく組織としての古社寺なのか、また、古城や茶室、古民家ではなく、古社寺だったのか。

その理由は明白である。社寺上知令（1871年）によって境内以外の領地を失って経済的に困窮していた当時の神社仏閣を江戸幕府に代わって擁護することは、主権者としての明治政府の正当性を補強したのである。これに行き過ぎた廃仏毀釈を押しとどめる意図が加わった。さらに国家神道を尊重する意味で、新たに〈社寺〉という用語が案出された。それまで近世を通じて常に〈寺社〉であり、〈社寺〉という言葉遣いはなかったのである。

古社寺保存金から古社寺保存法へ

古社寺保存金制度は1895年（明治28年）まで続けられた。

この年、「古社寺保存ニ関スル建議」が衆議院に上程され、採択されている。このときの特別委員会の議論を見ても、美術品を保護するために簡便法として古社寺を保存するという意見と、古社寺保存とは建築の保存と什器の保存の両方からなるという意見とが併存していた*3。建議採択の4カ月後には古社寺保存金の大幅増額の事態に備えるため、「古社寺保存金出願規則」*4が制定されたが、ここにいう古社寺の筆頭には「歴代ノ皇室皇族竝ニ武門ニ深厚ノ由緒アル物」*5と明記されており、

創建が古い社寺から由緒の深い社寺への傾斜が明白である。ここでも古社寺は無色透明な文化財ではないのである。

従来の古社寺保存金に法的根拠を与えることを主目的として古社寺保存法が制定されたのは、今からちょうど100年前の1897年6月である。その第2条には「国費ヲ以テ補助保存スヘキ社寺ノ建造物及宝物類ハ歴史ノ證徴、由緒ノ特殊、製作ノ優秀」なものと明記されている。ここで初めて、組織体ではなく建造物本体が宝物と並んで保存の対象として認められた。しかしながら、同第1条は「古社寺ニシテ其ノ建造物及宝物類ヲ修理スルコト能ハサルモノハ保存金ノ下付ヲ内務大臣ニ出願スルコトヲ得」とされ、保存の措置は古社寺が出願して初めて施されるのである。つまり、古社寺からの願い出によって、組織の実体を維持するため、国家が古社寺そのものを保存するという枠組みの中で古社寺保存法は成立したのである。

国家が保護するものとしての古社寺

時あたかも日清戦争の戦勝に浮き立ち、愛国主義が次第に台頭しつつあるころだった。

伊東忠太が「法隆寺建築論」(1893年)の延長上に匿名論文「国家は古建築物を保存すべし」を発表したのもちょうどこのころのことである*6。この論文は古社寺保存法案の帝国議会提出に際して書かれたもので、ここでも力点は、古建築(すなわち古社寺)を保存すべき主体として国家があるという点に置かれている。

伊東によると、「古昔の器物建築物を永世に伝へ」ることは「国家的観念を喚起さしむる」ためである。建築物は「之を保存して以て我邦の旧国たるを誇らんとする」ことが重要なのである。「国家的観念を涵養する」ためにも古建築の保存は「国家の急務たるべし」と、伊東は論を結んでいる*7。

このように建築の保存、なかんづく古社寺の保存は新体制のもと、国家が古社寺という組織体を公的に擁護するという枠組みを提起することに意味があったのである。いかに古建築の文化的重要性を強調しようとも、古建築は庇護者としての国家を顕在化させることに役立つ限りにおいて守るに値するものとなったのである。

保存すべき建築は古社寺だけか

ところで、ここまで無前提的に古建築をそのまま古社寺と読み替えてきた。国家が保存にかかわる限りではそれで間に合ったが、それだけが保存に値する建築だったわけではない。近代洋風建築を巡る保存の論議が生まれてきたのも今からちょうど100年ほど前のことだったの

である*8。

鹿鳴館が華族会館として払い下げられ、改修して保存されたのは1893年から1898年にかけてであった。煉瓦造の辰ノ口勧工場の取り壊しにあたって、高原弘造がおそらくわが国で初めて建築家として近代洋風建築の保存を主張したのは1891年のことだった*9。駿河町三井組の取り壊し(1897年ごろ)にあたって実測図面が作成されている。海運橋三井組為替座御用所の取り壊し(1898年ごろ)にあたって部分的な移築保存が実施されたほか、詳しい記録保存がなされている。

このように近代洋風建築の保存論も今からちょうど100年ほど前に発生したといえるが、古社寺の場合とは対蹠的に、国家がこれにまったく関与していない点が特徴的である。保存を主張し、実践したのは所有者であり、建築家であり、施工者であった。そしてそのあり方は文字どおり実体としての建築物(もしくはその部分)を残すというものであった。もっぱら即物的な保存であって、組織や制度が入り込む余地はない。

建築を通して過去を見る目は、歴史に対するそれぞれの立場からの価値判断を伴わざるを得ない。国家は保存すべき建築として古社寺を選択した。それ以外の古建築は選択しなかった。もちろん近代洋風建築は国家の庇護とは無縁だった。近代洋風建築はその記念性ゆえに、在野の関係者によって保存がはかられていったのである。

しかし興味深いことに、守るべきものとして近代の洋風建築を意識する目も、古社寺保存法とおよ同時期に生成してきているのである。それは造家学会が建築学会と改称する時期と重なっている。〈建築〉というコトバが、立場の違いを越えて、守るべきものとしての社寺や洋風建物の核心を見事にとらえたのかもしれない。〈建築〉というコトバの定立がわが国における草創期の建築物保存運動の内発的な力になったとするのは考えすぎだろうか。

【○—注—○】

- ★1—1878年5月9日内務省達乙第41号
- ★2—『東京国立博物館百年史』、1973年、p.171
- ★3—『第8帝国議会衆議院議事速記録』、1895年2月4日
- ★4—内務省令第7号、1895年7月12日
- ★5—同上、第1条一
- ★6—伊東忠太：「国家は古建築物を保存すべし」、『国会』、1893年1月16日。のちに『建築雑誌』第98号(1895年2月)に転載される。
- ★7—伊東忠太の建築保存論に関しては、丸山茂「日本の建築と思想—伊東忠太小論」(同文書院、1996年)に詳しい。
- ★8—近代洋風建築の保存論に関しては、鳥海基樹「我が国戦前における近代建築保存概念の変遷に関する基礎的研究」(東京大学修士論文、1995年3月)を参考にした。
- ★9—高原弘造：「東京市第一着手ノ煉瓦家屋取毀ニ就テノ感」、『建築雑誌』、造家学会、第59号、1891年11月、p.269



にしむらゆきお 1952年福岡県生まれ/東京大学卒業/同大学院修了/都市計画/工学博士/著書に「歴史を生かしたまちづくり」「アメリカの歴史的環境保全」「町並みまちづくり物語」/1996年学会賞(論文)受賞